

2018年7月17日

お客さま各位

三井住友アセットマネジメント株式会社

投信直販お客さま窓口

0120-45-1104

受付時間：9時～17時

(土日祝日、年末年始を除く)

投信総合取引約款ならびに定期積立プラン利用約款一部変更のお知らせ

拝啓

平素は三井住友アセットマネジメント投信直販をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

この度、三井住友アセットマネジメント投信直販では、お取引を頂く際のお客さまとの権利義務関係をより明確化するため、投信総合取引約款ならびに定期積立プラン利用約款の規定内容を下記のとおり一部変更させていただきますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 主な変更内容

投信総合取引口座に関する契約の締結日を明確にするとともに、お届け出事項の変更があつたにもかかわらず当該変更に係るお届けがない場合、または、お届け出事項に関する当社からのお問い合わせにご回答を頂けない場合について、お取引の制限をさせていただく場合があることを明記させていただきます。

また、約款変更を行う場合のご通知を投信直販ネットサービスの「お客さまへのご連絡」画面への掲示で行うことができるものとする変更をさせていただきます。

詳細は別紙新旧対照表をご覧ください。

2. 変更手続

本約款の変更にご同意いただける場合は、**お手続は必要ありません。**

変更内容にご異議のあるお客さまは8月17日(金)までに投信直販お客さま窓口までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、変更にご同意いただけない場合は、投信総合取引約款第8条第1項第3号の規定により投信総合取引口座の解約手続をお願いすることとなりますので予めご承知置きください。

3. 改定日 2018年8月20日(月)

以上

投信総合取引約款の一部変更

| 変更後 | 変更前 |
|---|---|
| <p>(申込方法等)</p> <p>第2条 お客さまには、第6章に定める「SMAM投信直販クイック口座開設」の「投信総合取引口座申込書」(インターネット)、または当社所定の「投信総合取引口座申込書」(書面)により投信総合取引口座のお申込みをいただくものとします。その際、当社所定の本人確認書類を添付して、これを当社にご提出いただくものとします。当社にご提出いただいた「投信総合取引口座申込書」の記載内容について、お客さまにご連絡する場合がありますので、お客さまにはこれに応じていただくものとします。当社がこれを承諾した場合に限り、<u>「投信総合取引口座開設完了のご通知」をお客さまが受領された時をもって</u>、投信総合取引口座に関する契約が締結されます。なお、当社が承諾をしない場合においても、その理由は開示しません。</p> <p>お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として、お申込みをお受けできません。</p> <p>(1) 非居住者の方(所得税法第2条第1項第3号に定める居住者以外の者をいいます。以下同じ。)</p> <p>(2) 法人のお客さま</p> <p>(3) お客さまが第4条第6項に定義する「反社会的勢力」に該当すると認められた場合</p> <p>(4) その他、当社が取決めるところに照らして不適格と判断した場合 2～6 (略)</p> | <p>(申込方法等)</p> <p>第2条 お客さまには、第6章に定める「SMAM投信直販クイック口座開設」の「投信総合取引口座申込書」(インターネット)、または当社所定の「投信総合取引口座申込書」(書面)により投信総合取引口座のお申込みをいただくものとします。その際、当社所定の本人確認書類を添付して、これを当社にご提出いただくものとします。当社にご提出いただいた「投信総合取引口座申込書」の記載内容について、お客さまにご連絡する場合がありますので、お客さまにはこれに応じていただくものとします。当社がこれを承諾した場合に限り、投信総合取引口座に関する契約が締結されます。なお、当社が承諾をしない場合においても、その理由は開示しません。</p> <p>お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として、お申込みをお受けできません。</p> <p>(1) 非居住者の方(所得税法第2条第1項第3号に定める居住者以外の者をいいます。以下同じ。)</p> <p>(2) 法人のお客さま</p> <p>(3) お客さまが第4条第6項に定義する「反社会的勢力」に該当すると認められた場合</p> <p>(4) その他、当社が取決めるところに照らして不適格と判断した場合 2～6 (略)</p> |
| <p>(お届け事項の変更)</p> <p>第7条 氏名、住所、個人番号および「総合届出印」の変更など、「投信総合取引口座申込書」により当社へ届出いただいた事項に変更があったときは、お客さまは、所定の手続により、遅滞なく当社にお届けいただくものとします。</p> <p>2 お届け事項に関する変更のお届けがあった場合には、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票の写し」等、当社が必要と認める確認書類を当社所定の方法によりご提示いただくことがあります。</p> <p>3 お届け事項に関する変更のお届けがあった場合には、当社は、所定の手続を完了した後でなければ、金銭のお支払い又は解約のご請求には応じられません。</p> <p>4 お客さまからのお届けがないため、当社からお客さま宛のメール又は書類の送付その他の方法による通知が延着又は到着しなかった場合でも、当社は、通常、到着すべき日時に到着したものとして取扱います。</p> <p>5 お届け事項の変更に係るお届けがない、又はお届けが遅延したことにより、お客さまに損害が生じた場合でも、当社はその責任を負いません。</p> | <p>(お届け事項の変更)</p> <p>第7条 氏名、住所、個人番号および「総合届出印」の変更など、「投信総合取引口座申込書」により当社へ届出いただいた事項に変更があったときは、お客さまは、所定の手続により、遅滞なく当社にお届けいただくものとします。</p> <p>2 お届け事項に関する変更のお届けがあった場合には、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票の写し」等、当社が必要と認める確認書類を当社所定の方法によりご提示いただくことがあります。</p> <p>3 お届け事項に関する変更のお届けがあった場合には、当社は、所定の手続を完了した後でなければ、金銭のお支払い又は解約のご請求には応じられません。</p> <p>4 お客さまからのお届けがないため、当社からお客さま宛のメール又は書類の送付その他の方法による通知が延着又は到着しなかった場合でも、当社は、通常、到着すべき日時に到着したものとして取扱います。</p> <p>5 お届け事項の変更に係るお届けがない、又はお届けが遅延したことにより、お客さまに損害が生じた場合でも、当社はその責任を負いません。</p> |

投信総合取引約款の一部変更

| 変更後 | 変更前 |
|--|--|
| <p><u>6 お届出事項の変更があったにもかかわらず当該変更に係るお届けがない場合、または、お届け事項に関する当社からのお問い合わせにご回答いただけない場合は、当社は、投信信託のご購入、お客さまへの金銭のお支払い、解約のお手続および定期積立プランのご利用などお取引を制限させていただく場合があります。</u></p> | (新設) |
| <p>(約款の変更)</p> <p>第30条 本約款の内容は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示その他必要な事由が生じたときは、変更することがあります。</p> <p>2 変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限する若しくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その内容をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申し出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p><u>3 前項の通知は、三井住友アセットマネジメント投信直販ネットサービスのお客さまへのご連絡画面で行うことができるものとします。</u></p> <p><u>4 第2項の通知は、変更の内容が軽微であると当社が判断する場合は、当社のホームページ等への掲載に代えることがあります。</u></p> <p><u>5 本条の定めは、本約款以外の各約款および規程に準用するものとします。</u></p> | <p>(約款の変更)</p> <p>第30条 本約款の内容は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示その他必要な事由が生じたときは、変更することがあります。</p> <p>2 変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限する若しくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その内容をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申し出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>3 前項の通知は、変更の内容が軽微であると当社が判断する場合は、当社のホームページ等への掲載に代えることがあります。</p> <p>4 本条の定めは、本約款以外の各約款および規程に準用するものとします。</p> |

定期積立プラン利用約款の一部変更

| 変更後 | 変更前 |
|--|---|
| <p>(引落しの中止)</p> <p>第5条 当社は、お客さまの「指定金融機関」から「指定銘柄」のお買付けのための「払込金」の引落しが連続して3ヵ月できなかった場合、又は指定銘柄に係る「投資信託説明書（交付目論見書）」の改定後の最新版の交付が必要である場合に事前に交付できなかったときには、引落しのお取扱いを中止します。</p> <p>2 前項のほか、<u>お届け事項の変更があったにもかかわらず当該変更に係るお届けがない場合、その他</u>本約款に基づくご購入の継続が不適切であると認められる場合に、当社の判断により引落しのお取扱いを中止することがあります。</p> <p>3 お買付けを再開される場合には、当社所定の手続によりお申し出いただきます。</p> | <p>(引落しの中止)</p> <p>第5条 当社は、お客さまの「指定金融機関」から「指定銘柄」のお買付けのための「払込金」の引落しが連続して3ヵ月できなかった場合、又は指定銘柄に係る「投資信託説明書（交付目論見書）」の改定後の最新版の交付が必要である場合に事前に交付できなかったときには、引落しのお取扱いを中止します。</p> <p>2 前項のほか、本約款に基づくご購入の継続が不適切であると認められる場合に、当社の判断により引落しのお取扱いを中止することがあります。</p> <p>3 お買付けを再開される場合には、当社所定の手続によりお申し出いただきます。</p> |